

令和6年度「冬季無災害運動」実施要綱

令和6年11月
富山労働局

富山県内においては、冬季に路面の凍結による「転倒」などの労働災害のリスクが高まる状況にあることから、下記により、令和6年度「冬季無災害運動」を実施し、冬季特有の労働災害のリスクとその防止対策を広く周知することにより、冬季における労働災害防止対策の徹底を図る。

記

1 期 間

令和6年12月1日から令和7年2月28日まで

2 主唱者

富山労働局、富山・高岡・魚津・砺波労働基準監督署

3 実施者

富山県内の各事業場

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体等に対する協力要請
- (2) ポスター・リーフレットの作成及び配付
- (3) 富山労働局ホームページ及び関係機関・団体の機関・広報誌等を活用した広報
- (4) 集団指導及び監督・個別指導時における指導

5 実施者の実施事項

- (1) 凍結路面や積雪等による「転倒」災害防止対策の徹底
- (2) 雪下ろし中における屋根からの墜落及び除雪中の用水路へ転落等の「墜落、転落」災害防止対策の徹底
- (3) 除雪機等による「はさまれ、巻き込まれ」災害防止対策の徹底
- (4) 凍結路面での車のスリップ等による「交通事故」防止対策の徹底
- (5) その他、大雪・低温等の気象情報や交通情報等の収集及び関係労働者への周知徹底